

【改正後全文】

雇児発第0823001号
平成17年8月23日
一部改正 雇児発第1011007号
平成18年10月11日
雇児発第0514002号
平成19年5月14日
雇児発第0331010号
平成20年3月31日
雇児発第0515001号
平成21年5月15日
雇児発0716第4号
平成21年7月16日
雇児発0324第6号
平成22年3月24日
雇児発0329第12号
平成23年3月29日
雇児発0405第24号
平成24年4月5日
雇児発0515第25号
平成25年5月15日
雇児発0530第2号
平成26年5月30日
雇児発1205第2号
平成26年12月5日

各〔都道府県知事
政令市市長
特別区区長〕殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

母子保健医療対策等総合支援事業の実施について

母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。

また、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（政令市市長及び特別区区長を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について（平成8年5月10日児発第485号厚生省児童家庭局長通知）、新生児聴覚検査の実施について（平成12年10月20日児発第834号厚生省児童家庭局長通知）、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導について（平成9年4月1日児発第250号厚生省児童家庭局長通知）、生涯を通じた女性の健康支援事業の実施について（平成8年5月10日児発第483号厚生省児童家庭局長通知）、特定不妊治療費助成事業の実施について（平成16年3月31日雇児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、周産期医療対策整備事業の実施について（平成8年5月10日児発第488号厚生省児童家庭局長通知）は、廃止する。

母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱

第1 趣旨

近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化が求められている。

母子保健医療対策等総合支援事業は、このような課題に対応し、次世代育成支援対策の推進等に必要となる総合的な施策を実施するものである。

第2 事業内容

1 子どもの心の診療ネットワーク事業

(1) 事業目的

様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等（以下「保健福祉教育関係機関等」という。）と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時に、被災した子どもの心のケアを行う体制をつくる。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

(3) 事業内容

都道府県は、次に掲げる事業を実施するものとする。

① 子どもの心の診療支援（連携）事業

ア 地域の医療機関から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する診療支援

イ 地域の保健福祉関係機関等から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する医学的支援

ウ 問題行動事例の発生時における医師等の派遣

エ 地域の保健福祉関係機関等との連携会議の開催

② 子どもの心の診療関係者研修・育成事業

ア 医師及び関係専門職に対する実地研修等の実施

イ 地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会等の開催

ウ 子ども心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成

③ 普及啓発・情報提供事業

子どもの心の診療に関する情報を幅広く収集し、地域の医療機関、保健福祉関係機関等及び地域住民に対して、ホームページ等により適切な情報を提供するとともに、子どもの心の問題について普及啓発を図る。

(4) その他

本事業の実施にあたっては、中央拠点病院と連携を図り、適切な運営に努めること。

2 生涯を通じた女性の健康支援事業

(1) 事業目的

女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立するとともに不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

また、HTLV-1母子感染について、妊婦に対するHTLV-1抗体検査の適切な実施、相談体制の充実、関係者の資質向上、普及啓発の実施等により、HTLV-1母子感染を防ぐ体制の整備を図り、地域におけるHTLV-1母子感染対策の推進を目的とする。

(2) 実施主体

事業の実施主体は、(3) ①～③については都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とし、(3) ④については都道府県とする。

なお、この事業の一部を医療法人その他の機関又は団体に委託することができる。

(3) 事業内容

都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。

① 健康教育事業

ア 対象者

思春期から更年期に至る女性を対象とする。

イ 事業内容等

健康教育事業は、次の方法により行うものとする。

(ア) 講習会等の方法による各ライフステージに応じた健康教室を、定期的に開催し、必要に応じて講演会を開催する。((3)の③により実施する講演会等を除く。)

(イ) 思春期から更年期に至る女性に対し、女性の健康教育に資する小冊子等を配布することにより、その知識の普及啓発に努める。

ウ 実施担当者

本事業は、女性の健康（精神保健を含む。）に関する専門的知識を有する保健師又は助産師等により実施する。

エ 実施日時、場所

健康教室は、保健所その他受講者が利用しやすい場所及び日時を選定して行うものとする。

② 女性健康支援センター事業

ア 対象者

女性健康支援センターは、次に掲げる思春期から更年期に至る女性を対象とする。

(ア) 思春期にあつて健康相談を希望する者

(イ) 妊娠、避妊についての的確な判断を行うことができるよう、相談を希望し、またはこれを必要とする者

(ウ) 不妊に関する一般的な相談を希望する者

- (エ) メンタルケアの必要な者
- (オ) 婦人科疾患、更年期障害を有する者
- (カ) その他、性感染症を含め女性の心身の健康に関する一般的な相談を希望する者

イ 事業内容

- (ア) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- (イ) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (ウ) 相談体制の向上に関する検討会の設置
- (エ) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
- (オ) 不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発
- (カ) 女性の健康に関する学習会の開催
- (キ) その他相談の実施に必要な事項

ウ 実施担当者

本事業は、医師、保健師又は助産師等により実施する。

なお、実施担当者は、各種研修等への参加をする等により、女性の健康に関する専門性の向上に努めること。

また、実施担当者は、対象者のプライバシーの保護に努め、相談記録等の情報管理には十分配慮すること。

エ 実施日時、場所等

本事業は、保健医療施設等相談者の利用しやすい施設において実施するものとする。

また、全国同一の着信短縮ダイヤル（#ダイヤル）からの電話相談に対応できる体制を整えるよう努めること。

なお、相談指導及び学習会の実施に当たっては、夜間又は休日等の時間帯においても実施する等、対象者の利便性を考慮すること。

オ 広報活動等

対象者（特に妊娠に悩む者）が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に行うこと。

カ その他

相談に当たっては、医学面のみならず、心理・社会・経済面など総合的な面に配慮し、適切に不妊専門相談センター等の他機関との連携を図ること。

③ 不妊専門相談センター事業

ア 不妊症に対する支援

- (ア) 対象者
不妊で悩む夫婦等を対象とする。
- (イ) 事業内容
 - a 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導
 - b 不妊治療に関する情報提供
 - c 不妊相談を行う専門相談員の研修
 - d 相談体制の向上に関する検討会の設置
 - e 不妊治療に関する学習会及び講演会等の開催

f その他不妊相談に必要な事項

(ウ) 実施担当者

本事業は、不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に関しての知識を有する者等により実施する。

なお、実施担当者は、各種研修等への参加をする等により、不妊治療等に関する専門性の向上に努めること。

また、実施担当者は、対象者のプライバシーの保護に努め、相談記録等の情報管理には十分配慮すること。

(エ) 実施日時、場所

本事業は、不妊治療を実施している医療施設における不妊治療の内容等を勘案して、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設において実施するものとする。この場合、地域の日本産科婦人科学会及び日本産婦人科医会等の関係者の意見を聞くことが望ましい。

なお、相談指導、学習会及び講演会等の実施に当たっては、夜間又は休日等の時間帯においても実施する等、対象者の利便性を考慮すること。

(オ) 不妊治療に関する情報提供については、都道府県域やその近隣地域における不妊治療の実施状況に関する情報提供を行うものとする。

(カ) 不妊相談を行う専門相談員の研修については、以下の内容についてこれを行うものとする。

a 不妊相談の進め方

b 不妊の原因

c 不妊の検査方法

d 不妊の治療方法

排卵誘発剤の使用法・副作用、体外受精・胚移植についてなど

e その他不妊相談について必要な事項

(キ) 周知徹底

不妊相談を希望する者が、不妊専門相談センターの所在等を容易に把握することができるよう、各種広報紙への掲載、ポスターの作成配布を通じ周知徹底を図るとともに、医療機関に対しても同センターについて周知を図るものとする。

(ク) 事業推進上の留意事項

本事業による不妊相談については、女性健康支援センター事業において実施する不妊相談や、近隣の他の都道府県等が設置する不妊専門相談センターと連携を密にし、各事業が、その内容に応じて、適切な対応を行うことができるよう配慮するとともに、専門的な相談を必要とする者が本事業の対象として紹介されるよう連携体制の整備を図るものとする。

については、都道府県が設置する不妊専門相談センターと、近隣の他の都道府県等が設置する不妊専門相談センター又は同一都道府県内の指定都市・中核市が設置する不妊専門相談センターとの間などにおいて、例えば専門医等による相談対応、社会福祉・心理の専門家による相談のほか、不妊の当事者によるグループ活動やピアカウンセリングの実施など、役割分担や連携を図る等の工夫を図ることが望ましい。

その他、次の事項に留意するものとする。

- a 不妊治療に関する情報提供に当たっては、女性健康支援センターや保健所等の関係機関においても相談者に対し必要な情報の提供ができるよう、その内容や方法等を工夫するものとする。
- b 不妊専門相談センターに、泌尿器科を有しない場合には、泌尿器科を標榜する医療施設と密接な連携を図ることが望ましい。
- c 本事業による不妊相談については、医療施設における通常の診療とは別に独立して相談を受けることができるよう配慮する。
- d 不妊相談については、相談者のプライバシーが十分保護されるよう、独立の室を用いるとともに、相談室であることを明示することが望ましい。
- e 不妊相談については、インフォームド・コンセントに十分留意する。

(ケ) 関係機関との連携

都道府県等は、本事業の実施にあたり、医師会、医療機関、産婦人科及び泌尿器科医を担当する医師、その他関係団体等と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。

イ 習慣流産等（いわゆる不育症）に対する支援

(ア) 対象者

習慣流産等（いわゆる不育症）（以下「不育症」という。）で悩む者を対象とする。

(イ) 事業内容

- a 不育症に関する相談対応
- b 不育症相談を行う専門相談員の研修
- c 不育症治療に関する普及啓発
- d 不育症に関する学習会及講演会等の開催
- e その他不育症相談に必要な事項

(ロ) 実施担当者

本事業は、不育症支援に関する専門的知識を有する医師、その他保健、心理に関しての知識を有する者等により実施する。

なお、実施担当者は、各種研修等への参加をする等により、不育症支援に関する専門性の向上に努めること。

また、実施担当者は、対象者のプライバシーの保護に努め、相談記録等の情報管理には十分配慮すること。

(ハ) 実施場所

本事業は、不妊専門相談センター又は都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長が適当として指定した場所とする。

(ニ) 周知徹底

不育症相談を希望する者への相談対応が出来るよう不妊専門相談センター等の所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成するとともに、医療機関に対しても周知を図るものとする。

(ホ) 関係機関との連携

都道府県等は、本事業の実施にあたり、医師会、産婦人科を担当する医師、その他関係団体等と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。

④ HTLV-1母子感染対策事業

ア HTLV-1母子感染対策協議会の設置

- (ア) 都道府県は、HTLV-1母子感染対策の体制整備を図るため、関係行政機関、医療関係団体、有識者等をもって構成するHTLV-1母子感染対策協議会を設置するものとする。
- (イ) HTLV-1母子感染対策協議会においては、次に掲げる事項に関し、地域の実情に応じて検討及び協議を行うものとする。
 - a 妊婦に対するHTLV-1抗体検査の適切な実施に関する事項
 - b HTLV-1母子感染に係る相談窓口に関する事項
 - c HTLV-1母子感染に関する普及啓発に関する事項
 - d HTLV-1母子感染対策に携わる関係者の研修及びその他保健指導の向上に関する事項
 - e HTLV-1母子感染対策に係る医療機関の連携に関する事項
 - f HTLV-1母子感染対策の評価に関する事項
 - g その他HTLV-1母子感染対策の体制整備に関する事項

イ HTLV-1母子感染対策関係者研修事業

- (ア) 都道府県は、医療機関においてHTLV-1母子感染対策に携わる医師、助産師、看護師、市区町村の職員等に対し、HTLV-1母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を習得させるための研修を行うものとする。
- (イ) 研修する事項は以下のとおりとする。
 - a HTLV-1及びHTLV-1感染が原因で発症する疾病（成人T細胞白血病等）に関する基本的事項
 - b HTLV-1母子感染に関する基本的事項
 - c HTLV-1母子感染に係る保健指導及びカウンセリングに関する事項
 - d その他HTLV-1母子感染対策に関して必要な事項

ウ HTLV-1母子感染普及啓発事業

都道府県は、リーフレットやポスター等を作成する等により、HTLV-1母子感染について妊婦等へ普及啓発を行うものとする。

エ その他

事業の実施にあたっては以下の通知を参考にすること。

「ヒト白血病ウイルス-1型（HTLV-1）母子感染に関する情報の提供について」（平成22年6月8日雇児母発0608第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）、「妊婦健康診査におけるヒト白血病ウイルス-1型（HTLV-1）抗体検査の実施について」（平成22年11月1日雇児母発1101第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）、「HTLV-1総合対策について」（平成22年12月20日健発1220第5号、雇児発1220第1号、厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知）

3 妊娠・出産包括支援モデル事業

(1) 事業目的

核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠・出産・子育てに係る父母の不安や負担が増

えてきている。このため、各地域の特性に応じた妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行うためのモデル事業を実施することにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

(3) 事業内容

実施主体は、次に掲げるすべての事業を実施するものとし、妊産婦等の支援の制度化に向けた計画的な体制の構築を主体的に行うため、関係機関と協議の場を設け、地域における課題の抽出及び妊産婦等の支援に必要な支援体制の検討を行う。

なお、各事業内容は、地域の実情に応じて実施することができる。

① 母子保健相談支援事業

妊産婦等の支援ニーズに応じ、必要な支援につなぐための母子保健コーディネーターを配置し、概ね以下の業務を行う。

ア 妊産婦等の相談に対応し、当該妊産婦等が抱える悩み等を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて妊産婦等の状態に応じた支援計画の作成等を行い、本モデル事業、「乳児家庭全戸訪問事業」又は「養育支援訪問事業」等の関係事業との連携を含めた支援を包括的に行う。

イ 市町村保健センター、児童相談所又は女性健康支援センター等の関係機関とのネットワークを作り、以下の取組を行う。

(ア) 妊産婦や家族の支援ニーズを踏まえた情報提供

(イ) 複数のサービスを利用し、かつ、継続的な支援を必要とする場合に、関係機関と調整し必要な支援につなぐ

(ウ) 必要に応じて、定期的なフォロー

② 産前・産後サポート事業

家庭や地域での孤立感の解消を図るため、妊産婦等に対する、助産師等の専門家による相談支援や、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行う。

③ 産後ケア事業

ア 宿泊型は、産後ケアを実施する施設や医療機関等の空きベッドを利用し、心身のケアや休養等を要する方への支援を行う。

イ デイサービス・アウトリーチ型は、日中のサービス又は訪問型のサービスにより、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を行う。

(4) 事業の運営

4の(3)の①から③に掲げる各事業の運営は次による。

① 母子保健相談支援事業運営要綱（別添1）

② 産前・産後サポート事業運営要綱（別添2）

③ 産後ケア事業運営要綱（別添3）

(5) 関係機関、関係事業との連携

妊娠・出産に関する支援は、本モデル事業に基づく支援のみならず、保健所、福

社事務所等の関係機関、医療機関等、関係事業との連携が重要であり、特に次に掲げる事業等との連携を確保すること。

- ① 女性健康支援センター事業
- ② 不妊専門相談センター事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 産婦健康診査
- ⑤ 両親学級、母親学級
- ⑥ 新生児訪問指導、妊産婦訪問指導
- ⑦ 乳幼児健康診査
- ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨ 養育支援訪問事業 等

(6) 政策目標の設定、結果の公表

本事業は、妊産婦支援のモデル事業であることから、事業の支援効果について事後に検証し、課題の把握を行うとともに、別に定めるところにより厚生労働省に報告を行うこと。

厚生労働省においては、本報告を基に検証するための委員会等において検証し、必要に応じて公表する。

(7) 留意事項

- ① 本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適正な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。

なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。

また、支援対象者及び関係者の安全性の確保に十分配慮すること。

- ② 原則として関係機関で情報共有を行うことについて、支援対象者から支援開始時点に同意を得ておくこと。

4 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

(1) 事業目的

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係わる小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、市町村とする。

(3) 用具の種目及び給付の対象者

給付の対象となる用具の種目は、別添4の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の「対象者」欄に掲げる児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係わる小児慢性特定疾病児童等とする。

(4) 給付の申請

- ① 市町村は、用具の給付を希望する対象者の保護者（以下「申請者」という。）

に対し、日常生活用具給付申請書（以下「申請書」という。）（別紙様式例1）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて申請させるものとする。

- ② 申請書を受理した市町村は、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査し、すみやかに「調査書」（別紙様式例2）を作成すること。

(5) 給付の決定

- ① 市町村は、内容を審査の上、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。
- ② 市町村は、用具の給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書（別紙様式例3）及び日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）（別紙様式例4）を、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書（別紙様式例5）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

(6) 用具の給付

- ① 市町村は、用具の給付を行う場合には、用具の製作もしくは販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。
- ② 市町村は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

(7) 費用の負担及び支払い

- ① 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。
- ② ①により扶養義務者が負担する額の基準は、別添5に定める額とする。
- ③ 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、②により負担することとされている額を支払うものとする。
- ④ 市町村は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から③により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。
- ⑤ ④による費用の請求は給付券を添付して行うものとする。

(8) 用具の管理

- ① 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。
- ② ①に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

(9) 給付台帳の整備

市町村は、用具の給付の状況を明確にするため「日常生活用具／給付台帳」を整備しておくものとする。

5. 慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業

(1) 事業目的

慢性的な疾病を抱え、様々な支障や心身にわたる悩みを有する児童等（以下「慢性疾病児童等」という。）が成人後に自立することができるよう、地域の支援体制を確立するための慢性疾病児童等地域支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、慢性疾病児童等の健全育成を図るとともに、慢性疾病児童等及びその家族が、

慢性疾病を抱えていても、安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

事業の実施主体は、都道府県等とする。

(3) 事業内容等

① 協議会の構成員

協議会の構成員として、市町村（保健・福祉部局）、保健所、医療機関、教育機関、就労支援機関、事業者、慢性疾病児童支援NPO団体・ボランティア団体、患者・家族の会、慢性疾病児童等自立支援員（平成26年5月30日に公布された児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（以下、改正児童福祉法）第19条の22に基づき「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を行うもの）等が考えられる。

なお、改正児童福祉法第19条の22第3項においては、「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を行うにあたっては、関係機関や患者・家族会等の意見を聴くことと規定しており、構成員の選定に当たっては、当該規定を踏まえ患者・家族会等の関係者が含まれるよう留意されたい。

② 実施回数

協議会では、「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」の内容等を協議することを想定しており、そのために少なくとも年に一度は実施することとし、そのほか必要に応じ適宜実施すること。

③ 協議事項・活動内容

ア 慢性疾病児童等とその家族の現状と課題の把握

イ 慢性疾病児童等に対する当該地域における支援策・支援機関に関する情報の収集及び共有

ウ 慢性疾病児のニーズに応じた支援内容（「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」等）の検討

エ 慢性疾病児とその家族への支援策の効果的な周知及び地域における慢性疾病に対する理解促進の在り方

④ 「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」との連携について

協議会でウの支援内容を決定し、それが新たに慢性疾病児童等の自立に資する事業である場合には、平成27年1月から実施予定の「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を活用することが出来るので積極的に活用されたい。

⑤ その他

協議会の実施に当たっては、協議会の構成員のみならず、総合的な支援体制を構築するため適切に他の関係機関との連携を図ること。

6. 小児慢性特定疾病医療事務費

(1) 事業目的

新たな小児慢性特定疾病の医療費の支給に関する都道府県等が実施する事務について、必要な費用を補助する。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県等とする。なお、一部の事務の実施に当たっては、適切

な機関又は団体に委託することができる。

(3) 事業内容等

① 小児慢性特定疾病審査会

ア 都道府県等は、小児慢性特定疾病医療費の支給認定の円滑な実施を図るため、小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者から構成される小児慢性特定疾病審査会（以下、「審査会」という。）を設置するものとする。

なお、都道府県等は、審査会の運営に当たり、それぞれ対象となる患者数等を勘案して必要な医師等の確保に努めるものとする。また、複数の都道府県等が合同して審査会を設置しても差し支えない。

イ 審査会は、都道府県知事等からの要請により、本事業の実施に必要な参考意見を具申するものとする。

なお、都道府県知事等は、小児慢性特定疾病医療費の認定をしないこととする場合は、必ず審査会に審査を求めなければならないものとする。

② 小児慢性特定疾病指定医育成

小児慢性特定疾病医療費について適正支給の観点から、都道府県知事等の指定を受けた指定医が発行する診断書の提出を求めることとしている。

指定医については、学会から専門医の認定を受けていること又は都道府県等が実施する研修を修了していることを要件とし、この指定医研修を都道府県等は実施するものとする。

③ そのほか小児慢性特定疾病医療費を支給するために必要な事務

上記に掲げた事務のほか、医療費支給事務、登録管理、小児慢性特定疾病児手帳の交付等に係る事務を実施するものとする。

第3 国の助成

母子保健医療対策等総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。

ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。

第4 事業計画

この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、別紙様式による事業計画を策定し、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出すること。

別添1

母子保健相談支援事業運営要綱

1. 事業の目的

本事業は、妊産婦等の支援ニーズに応じ、必要な支援につなぐための新たな相談支援体制の構築を目的とする。

2. 対象者

すべての妊産婦について状況を把握した上で、心身の不調や育児不安があることなどから、手厚い支援を要する者。

3. 事業内容

母子保健相談支援事業においては、妊産婦等の支援ニーズに応じ、必要な支援につなぐための母子保健コーディネーターを配置し、概ね以下の業務を行う。

(1) 地域における切れ目ない妊娠・出産支援体制の構築

ア 妊産婦等が抱える悩み等を把握し、妊産婦等の置かれている状況等を十分に考慮した上で複数の関係者による支援を要する場合には、必要に応じて支援計画を策定する。

イ 支援計画について、その効果を評価・確認しながら、包括的・継続的に支えていく。

ウ 関係機関からの求めに応じ、妊産婦等に対する相談等を行う。

(2) 関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発

支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、適切な支援を行うためには、市町村保健センター、児童相談所及び女性健康支援センター等の関係機関との連携が重要であり、妊産婦等に対する包括的な支援が提供されるよう、母子保健コーディネーターが中心となって協議の場を設け、このためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図る。

また、母子保健コーディネーターが当該協議の場又は関係機関とのネットワークを通じ、妊産婦等の支援に関する社会資源の開発を行う。

4. 実施担当者

母子保健事業に関する専門的知識を有する保健師又は助産師等を母子保健コーディネーターとして、地域に実情に応じて市町村保健センターやNPO法人等に配置する。

5. 留意事項

(1) 相談支援に当たっては、支援を行う者ごとに支援台帳を作成すること。

(2) 個人情報の保護に十分留意すること。

産前・産後サポート事業運営要綱

1. 事業目的

助産師等の専門家による妊産婦等の悩みや子育てに関する相談支援や、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での孤立感の解消を図ることを目的とする。

2. 対象者

身近に相談できる者がいないことなどから、支援を受けることが適当と判断された妊産婦等

3. 事業内容

産前・産後サポート事業においては、「パートナー型（個別相談）」又は「参加型（親子教室等）」により、以下の事業を実施する。

(1) 妊産婦等の悩み等や産前産後の心身の不調に関する相談支援等

ア 助産師等による相談支援

イ 子育て経験者等による訪問支援等（悩み相談対応）

(2) 妊産婦等をサポートする者の募集

(3) 支援に必要な知識を付与する講習会の開催

(4) 母子保健関係機関、関係事業との連絡調整

(5) 支援の調整又は支援者と被支援者との調整等

4. 実施担当者

本事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる担当者を必要に応じて配置し、行うものとする。なお、被支援者に直接支援を行う者については、講習を受ける等、被支援者に対し、適切な支援が行えるよう配慮すること。

(1) 助産師、保健師又は看護師（支援に必要な知識を付与する講習会の開催を含む。）

(2) 子育て経験者等

(3) その他

上記の他、支援、援助活動の調整等の事務を行う者を配置する。

5. 母子保健関係機関、関係事業等との連携体制の整備

本事業の実施に当たっては、保健所及び福祉事務所等の関係機関との連携を図り、特に母子保健コーディネーターとの連携を確保する必要がある。

また、子育て短期支援事業、一時預かり事業及びファミリー・サポート・センター事業との連携等、他の関連事業との十分な調整を行うこと。

6. 留意事項

(1) 必要事項の制定

支援の事業実施に必要な事項を規定する。

(2) 安全対策のための保険の加入

事業の実施にあたっては、支援における子どもの事故等に備え、必要に応じ補償保険に加入すること。

(3) 本事業の実施に当たっては、子育て経験者等を担当する者の登録その他の名簿を作成するとともに、支援者ごとに支援台帳を作成すること。

産後ケア事業運営要綱

1. 事業目的

出産直後の母子への心身のケアや育児のサポートを行うため、宿泊型等によりサービスを提供し、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。

2. 対象者

家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられない産婦及びその子で、かつ、次の各号のいずれかの事由に該当する者（以下「利用者」という。）とする。

ただし、病院等への入院を要する者は除く。

- (1) 産婦に心身の不調又は育児不安等がある者。
- (2) その他特に支援が必要と認められる者。

3. 事業内容

(1) 宿泊型（ショートステイ）

産後ケアを実施する施設や医療機関等の空きベッドを利用し、心身のケアや休養等を必要とする産婦への支援を行う。

具体的には、利用者に対し母体ケア、乳児ケア等を宿泊により実施するとともに、育児に関する指導、カウンセリング等を実施する。

また、利用期間は、原則7日以内とする。ただし、市町村が必要と認めた場合には、必要最小限の範囲内で、その期間を延長することができる。

(2) デイサービス、アウトリーチ型（デイケア）

日中のサービス又は訪問型のサービスにより、心身のケアや育児サポート等きめ細かい支援を行う。

4. 実施担当者

本事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる担当者を必要に応じて配置し行うものとする。

- (1) 助産師、保健師又は看護師。ただし、宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師が勤務していること。
- (2) 心理指導を担当する者
- (3) その他

本事業を実施するにあたり必要な者

5. 実施場所

(1) 宿泊型（ショートステイ）

本事業に実施に当たっては、利用者を6人程度宿泊させることができる施設とし、原則として、次に掲げる設備を設けること。

ただし、他の施設において共有することができる設備（本来の事業目的を達成するために設けられた設備等であって、その事業の運営に支障がないと認められる場合に限る。）がある場合は、この限りでない。

- ア 利用者の居室
- イ カウンセリング室
- ウ 乳児保育室
- エ 体操等を行う多目的室
- オ その他必要な設備

(2) デイサービス型（デイケア）

本事業に実施に当たっては、20人程度の利用者が利用できる場所とし、事業を行うために必要な設備を設けること。

ただし、他の施設において共有することができる。

6. 医療機関との連携体制の整備

(1) 市町村は、都道府県医師会、郡市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。

(2) 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医師をあらかじめ選定すること。

(3) 症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

7. 利用料

本事業の実施に当たっては、利用者から利用料を徴収するものとする。

ただし、その場合において、利用者の所得に十分配慮しなければならない。

8. 留意事項

本事業の実施に当たっては、利用者の要望を取り入れるなど、必要に応じて利用方法等の見直しを図るとともに、積極的な広報活動を行うこととする。

別添 4

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分		徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額	
A 階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B 階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110	
C 階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	C 1 階層	2,250	230
		所得割の額のある世帯	C 2 階層	2,900	290
D 階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額2,400円以下	D1 階層	3,450	350
		2,401 ～ 4,800 円	D2 //	3,800	380
		4,801 ～ 8,400 円	D3 //	4,250	430
		8,401 ～ 12,000 円	D4 //	4,700	470
		12,001 ～ 16,200 円	D5 //	5,500	550
		16,201 ～ 21,000 円	D6 //	6,250	630
		21,001 ～ 46,200 円	D7 //	8,100	810
		46,201 ～ 60,000 円	D8 //	9,350	940
		60,001 ～ 78,000 円	D9 //	11,550	1,160
		78,001 ～ 100,500 円	D10 //	13,750	1,380
		100,501 ～ 190,000 円	D11 //	17,850	1,790
		190,001 ～ 299,500 円	D12 //	22,000	2,200
		299,501 ～ 831,900 円	D13 //	26,150	2,620
		831,901 ～ 1,467,000 円	D14 //	40,350	4,040
		1,467,001 ～ 1,632,000 円	D15 //	42,500	4,250
		1,632,001 ～ 2,302,900 円	D16 //	51,450	5,150
		2,302,901 ～ 3,117,000 円	D17 //	61,250	6,130
		3,117,001 ～ 4,173,000 円	D18 //	71,900	7,190
		4,173,001 円以上	D19 //	全 額	左の徴収基準月額 の10%。 ただし、 その額が 8,560円 に満たない場合は 8,560円

備考

1 徴収月額の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額のうち最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いは行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

日常生活用具給付申請書

平成 年 月 日

市町村長 殿

申請者

住 所

氏 名

(印)

(給付対象者との続柄)

下記により日常生活用具給付を申請します。

対象者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生 (歳)			
	住 所							
	疾病名							
世帯の状況	氏 名	対象者との続柄	生年月日	職 業	備 考	対象者に対する介護の状況等		
給付を希望する理由								
現在の住まいの状況		住 宅	1 自宅 2 貸家 (貸主の諾否)	浴 槽	1 和 式 2 様 式 3 な し	便 器	1 和 式 2 様 式 3 携帯用	
現在の介護状況	入 浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる		排 便	1 他人の介助を必要 2 便器 (携帯用) 使用 3 自分でできる		移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要 (一部、全部) 3 自分でできる
給付を受けたい用具の名称					希望する型式、規模等			
給付条特に希望する事項								
備 考								

(注) 1 この申請書には、対象者の扶養義務者の前年分所得税または当該年度分市町村民税の課税額を証明する書類を添付すること。(生活保護を受けている人の場合はその旨についての福祉事務所長の証明書)

2 申請者氏名については自署もしくは記名押印とすること。

調査表（日常生活用具給付事業）

①申請書受理番号 及び年月日		番 号 平成 年 月 日		②申請者 氏 名		③対象者 との続柄		
④ 対 象 者	氏 名		男・女		生年月日		年 月 日生（ 歳）	
	住 所							
	疾 病 名							
⑤ 世 帯 員 の 状 況	氏 名	年 齢	対象者 との 続 柄	課税状況			備 考	
				当該年度分市町村民税		前年度 所得税		
				均等割	所得割			
⑥世帯区分		1 被保護世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯						
⑦住まいの状況		1 自宅 2 借家（貸主の諾否）						
⑧給付後の生活状況		日常生活動作の状況 （入浴・排便・移動等について該当する状況に○） 1 自力でできるようになる 2 一部介助できるようになる 3 給付してお変わらない （一部介助・全介助） 4 その他（ ）				その他の状況 1 在宅生活が可能になる 2 その他 （ ）		
⑨給付の必要の有無		1 有 2 無		⑩給付する （しない） 理 由				
⑪給付する 用具名 （含む型式 規模等）		⑫予定 価格 円		⑬扶養義務 者が支払う べき額 円		⑭公費負 担予定額 円		
⑮その他特記事項								
平成 年 月 日				調査員 職名 氏名 (印)				

番号第 号

日常生活用具給付決定通知書

平成 年 月 日

(申請書) 殿

市町村長 (印)

先に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年月日	
対象者氏名		疾 病 名	
給付する用具 名 (含む型式 規模等)		納入業者名	
		納入業者の 住 所	
価 格	円	扶養義務者 が支払うべ き額	円
		公 費 負 担 額	円
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払って下さい。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。 		

日常生活用具給付券							
①給付番号		第 号		②給付券発行年月日		平成 年 月 日	
③対象者氏名			④生年月日		年 月 日生 (歳)		
⑤居住地							
⑥保護者氏名			⑦対象者との続柄				
⑧給付する用具名 (型式規模等)		⑨ 価格 円		⑩扶養義務者が支払うべき額 円		⑪公費負担額 円	
⑫納入業者			⑬納入業者の住所				
⑭この券の有効期限		受給者が業者に提示する期限		平成 年 月 日		業者の公費支払い請求期限 平成 年 月 日	
上記のとおり決定する。 平成 年 月 日 市 町 村 長 (印)							
⑮業者の納付した日		平成 年 月 日		⑯扶養義務者より受領した額 円		⑰受領業者名及び年月日 平成 年 月 日 (印)	
⑱用具受領保護者名 (印)			⑲ 検収者		職 名 ----- 氏 名 (印)		
⑳ その他特記事項							

(注) 本表は、①～④、⑯は市町村、⑮～⑰は納付した業者が記入すること。

⑱は保護者が記入すること。

番 号

却 下 決 定 通 知 書

平成 年 月 日

(申 請 者) 殿

市町村長 (印)

平成 年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につき
ましては、審査の結果却下することに決定しましたので、ご承知下さい

(理由)

